

横浜市平成 20 年度第 3 回公募公債

発 行 要 項

- | | | |
|---|---|---|
| 1. 発 行 者 の 名 称 | 横浜市 | ゴールドマン・サックス証券株式会社 |
| 2. 発 行 総 額 | 金 200 億円 | 大和証券エスエムビーシー株式会社 |
| 3. 発 行 の 目 的 | 平成 20 年度新規事業資金及び借換資金 | 日興シティグループ証券株式会社 |
| 4. 各 公 債 の 金 額 | 100 万円 | みずほ証券株式会社 |
| 5. 社 振 法 の 適 用 | 本公債は社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の適用を受けるものとし、本公債証券は発行しない。 | 三菱UFJ証券株式会社 |
| 6. 利 率 | 年 1.56 パーセント | 岡三証券株式会社 |
| 7. 発 行 価 額 | 額面 100 円につき金 99 円 96 銭 | クレディ・スイス証券株式会社 |
| 8. 償 還 金 額 | 額面 100 円につき金 100 円 | ドイツ証券株式会社 |
| 9. 償還の方法及び期限 | | 東海東京証券株式会社 |
| (1) 本公債の元金は、平成 30 年 9 月 7 日にその全額を償還する。 | | パークレイズ・キャピタル証券株式会社 |
| (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前日にこれを繰り上げる。 | | ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社東京支店 |
| (3) 買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 | | みずほインベスターズ証券株式会社 |
| 10. 利息支払の方法及び期限 | | メリルリンチ日本証券株式会社 |
| (1) 本公債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 21 年 3 月 8 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 3 月 8 日及び 9 月 8 日の 2 回に各その日までの前半箇年分を支払う。ただし、償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割でこれを計算する。 | | モルガン・スタンレー証券株式会社 |
| (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前日にこれを繰り上げる。 | | リーマン・ブラザーズ証券株式会社 |
| (3) 償還期日後は、利息をつけない。 | | 16. 振 替 機 関
株式会社証券保管振替機構 |
| 11. 申 込 期 日 | 平成 20 年 8 月 29 日 | 17. 発行代理人及び支払代理人
第 16 項の振替機関が定める業務規程にもとづく発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱東京UFJ銀行においてこれを取り扱う。 |
| 12. 募 入 方 法 | 応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。 | 18. 元利金支払に関する手数料
横浜市が本公債の債権者に対する元利金支払を行った者に対して支払う手数料は以下の通りとする。
元金支払の場合 支払元金金額の 10,000 分の 0.07875
(うち消費税及び地方消費税相当額 10,000 分の 0.00375)
利息支払の場合 支払利息の対象となる元金金額の 10,000 分の 0.07875
(うち消費税及び地方消費税相当額 10,000 分の 0.00375) |
| 13. 払 込 期 日 | 平成 20 年 9 月 8 日 | 19. 新 証 券 コ ー ド JP2141002895 |
| 14. 募 集 の 受 託 会 社 | 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 以 上 |
| 15. 引受並びに募集取扱会社 | 野村証券株式会社（代表、事務幹事）
新光証券株式会社（代表） | |